

- 二 事業計画の内容が、都市公園の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画の内容が、都市公園の平等な利用を確保することができるものであること。
- 四 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

(指定管理者の管理する公園施設の休業日及び利用時間)

第13条 第5条ただし書の規定にかかわらず、指定管理者が管理する公園施設にあつては、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休業日に営業し、若しくは休業日以外の日に休業し、又は利用時間を変更することができる。

(利用の承認等)

第14条 有料公園施設を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者が当該承認に係る有料公園施設内に第3条第5号の広告を表示しようとする場合は、指定管理者の承認を受けて同号の広告を表示することができる。

3 指定管理者は、前2項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

- 一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- 二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 三 宿泊施設にあつては、衛生上支障があると認められるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。
- 五 その利用が暴力団の利益となると認められるとき。

(承認の取消し)

第15条 有料公園施設を管理する指定管理者は、当該有料公園施設を利用する者が前条第3項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第1項又は第2項の承認を取り消すものとする。

(利用料金等)

第16条 第14条第1項又は第2項の承認(山梨県芸術の森公園の利用に係るものを除く。)を受けた者は、指定管理者に対し、当該承認に係る有料公園施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金の額は、別表第6に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。
- 4 第13条の規定による利用時間の変更の承認(以下この項において「変更承認」という。)により、利用時間の開始の時刻が別表第2第二号イの表に規定する利用時間の開始の時刻以前となり、又は利用時間の終了の時刻が同表に規定する利用時間の終了の

時刻以後となつたとき(有料大会等のために利用する場合を除く。)は、当該変更承認に係る利用時間の開始の時刻又は終了の時刻を同表に規定する利用時間の開始の時刻又は終了の時刻とみなして別表第6の規定を適用する。この場合において、変更承認を受けて指定管理者が利用時間を変更するときにおける同表の規定の適用に当たつての技術的読替え、同表に定める額の算定その他変更承認を受けた利用時間に対するこの条例の規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

5 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

6 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、有料公園施設を利用する者の責に帰することができない理由によって利用できなかった場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第17条 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、次に掲げる事項(山梨県芸術の森公園を管理する指定管理者にあつては、第三号に掲げる事項を除く。)を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から2月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

- 一 第11条各号に掲げる業務の実施の状況
- 二 都市公園の管理の業務に係る収支の状況
- 三 利用料金の収入の状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、都市公園の管理の状況を把握するために知事が必要と認める事項(知事による管理)

第17条の2 第10条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第11条に規定する都市公園の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に第14条第1項及び第2項の規定による承認が含まれるときに限る。)における同条及び第15条の規定の適用については、第14条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第15条中「有料公園施設を管理する指定管理者は、当該」とあるのは「知事は、」とする。

3 第1項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用

料金の収受が含まれるときに限る。)において、第14条第1項又は第2項の承認を受けた者は、第16条の規定にかかわらず、別表第6に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、同条第1項の規定により指定管理者に対して既に納付した利用料金があるときは、当該利用料金は、使用料とみなす。

4 前項の場合における別表第6の規定の適用については、同表中「利用料金限度額」とあるのは「使用料の限度額」と、「定期利用料金限度額」とあるのは「定期使用料の限度額」と、「定期利用料金」とあるのは「定期使用料」とする。

5 第9条第2項及び第3項の規定は、第3項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第17条の2第3項」と、同条第3項ただし書中「許可を」とあるのは「承認を」と、「当該許可に係る行為」とあるのは「当該承認に係る利用又は広告の表示」と読み替えるものとする。

6 第1項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行つた後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第14条第1項及び第16条第1項の規定の適用については、第14条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第16条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、当該承認について第17条の2第3項の規定により既に納付した使用料があるときは、当該使用料は、利用料金とみなす」とする。

第四章 監督 (省略)

第五章 雑則

(公園施設の設置等の申請書の記載事項)

第24条 法第5条第1項の条例で定める事項は、公園施設の設置又は管理の目的、期間、場所、内容及び方法その他規則で定める事項とする。

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、工作物その他の物件又は施設の管理の方法その他規則で定める事項とする。

(軽易な変更事項)

第25条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更事項は、工作物その他の物件又は施設の主要構造部に影響を与えない構造の一部変更その他規則で定める事項とする。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第26条 知事は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにして、その旨を告示しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第27条 第3条、第4条、第7条から第9条まで、第24条及び第25条の規定は、法第33条第4項に規定す

る公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(警察本部長への情報提供依頼)

第28条 知事は、次に掲げる場合においては、第4条第1項の許可又は第14条第1項若しくは第2項(これらの規定を第17条の2第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の承認(第四号及び次条において「利用承認」という。)を受けようとする者又は受けた者(当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。))に関し、山梨県暴力団排除条例(平成22年山梨県条例第35号)第2条第3号に規定する暴力団員等(次条において単に「暴力団員等」という。)であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 第4条第1項の許可をしようとする場合

二 第8条第1項の規定による第4条第1項の許可の取消し、その効力の停止若しくは同条第3項の条件の変更又は行為の中止、原状回復その他必要な措置の命令をしようとする場合

三 指定管理者又は知事が第14条第1項(第17条の2第2項において読み替えて適用する場合を含む。別表第6第7号の表備考2において同じ。)の承認をしようとする場合

四 指定管理者又は知事が第15条(第17条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による利用承認の取消しをしようとする場合

(知事への情報提供)

第29条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第4条第1項の許可若しくは利用承認を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

(委任)

第30条 この条例に定めるものを除くほか、必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

(過料)

第31条 次の各号の一に該当する者に対しては5万円以下の過料を科する。

一 第3条の規定に違反して同条各号の一に掲げる行為をした者

二 第4条第1項の規定に違反して同項各号の一に掲げる行為をした者

三 第8条の規定による知事の命令に違反した者

第32条 偽りその他不正な行為によりこの条例による使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

(両罰規定)

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に

関して、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和39年5月1日から施行する。

(省略)

附 則 (平成31年条例第24号)

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係) (抜粋)

都市公園の名称	公園施設の種類
山梨県芸術の森公園	茶室及びその附帯施設

別表第2 (第5条関係) (省略)

別表第3 (第9条関係)

一 (省略)

二 法第6条第1項又は第3項の規定により都市公園を占用する場合

占用物件		占用料	
		単位	所在地
			市 町 村
第一種電柱		1本1年	1,000円 770円
第二種電柱			1,600円 1,200円
第三種電柱			2,200円 1,600円
第一種電話柱			930円 690円
第二種電話柱			1,500円 1,100円
第三種電話柱			2,100円 1,500円
共架電線その他上空に設ける線類		1メートル	10円 7円
地下電線その他地下に設ける線類		1年	5円 4円
変圧塔		1基1年	1,400円 1,100円
道路法(昭和27年法律第180号)	外径が0.1メートル未満のもの	1メートル	48円 36円
第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1年	72円 53円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		95円 71円
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		190円 140円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		480円 360円
	外径が1メートル以上のもの		950円 710円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物		1平方メートル1日	44円 11円
標識		1本1年	1,100円 850円
防火用貯水槽その他これに類するもので地下に設けられるもの		1平方メートル1年	500円 410円
工事用施設又は工事用材料置場		1平方メートル1月	440円 110円
その他のもの			知事が定める額

備考

1 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物に係る使用料については、当該工作物が大規模であり、又は長期にわたり設置される場合で、知事が特に必要と認めるときは、減額するものとし、その額は知事が定める。

2 第一種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。

3 第一種電話柱とは、電話柱(電話その他通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。

4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

三 第4条第1項各号に掲げる行為をする場合

区分	単位	金額
物品の販売、募金その他これらに類する行為	1日	600円
業としての写真の撮影	写真機1台1日	600円
業としての映画の撮影	1日	14,600円
興行	1平方メートル1日	11円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	1平方メートル1日	8円
花火、キャンプファイヤー等火気を使用する行為	知事が定める額	

備考 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しに係る使用料については、当該催しが大規模であり、又は長期にわたる場合で、知事が特に必要と認めるときは、減額するものとし、その額は知事が定める。

別表第4 (第9条関係)

一 施設を利用する場合

施設の名称	1時間	1日
		午前9時～午後9時
茶室(茶席、和室及び立礼席)	2,880円	28,820円
茶室(茶席)	1,320円	13,200円
茶室(和室)	990円	9,900円
茶室(立礼席)	990円	9,900円

備考 1時間を単位として利用する場合において、利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とする。

二 設備又は器具を利用する場合

設備又は器具の名称	単位	金額
茶道具	一個一回	380円

三 第14条第2項の行為をする場合

区分	単位	金額
茶室及びその附帯施設内に広告を表示する行為	1平方メートル1日	1,980円

別表第5（第10条、第11条関係）（省略）

別表第6（第16条、第17条の2関係）（省略）

○山梨県都市公園条例施行規則

（昭和39年5月25日 規則第34号）

最終改正 平成30年3月29日規則第9号
（趣旨）

第1条 この規則は、山梨県都市公園条例(昭和39年山梨県条例第21号。以下「条例」という。)に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（使用料の納付）

第2条 条例第9条第1項の規定による使用料(以下「使用料」という。)は、前納しなければならない。

（使用料の免除等）

第3条 条例第9条第2項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、当該許可の申請をする際に、使用料免除申請書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に当該申請書の提出を不要と認めて別に定める場合に該当するときは、この限りでない。

2 条例第9条第3項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、還付の理由の生じた日から起算して15日以内に、使用料還付申請書を知事に提出しなければならない。

（指定管理者の指定の申請）

第4条 条例第12条第1項の規定による条例別表第5の上欄に掲げる都市公園の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、条例第12条第2項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類

第5条（省略）

（利用料金の免除等）

第6条 条例第16条第5項の規則で定める場合は、

次の各号に掲げる場合とし、減額し、又は免除することができる額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 次に掲げる者が、山梨県緑が丘スポーツ公園のスポーツ会館（屋内プールに限る。）、山梨県小瀬スポーツ公園の水泳プール若しくはアイスアリーナを個人で利用し、又は山梨県森林公園金川の森のターゲットバードゴルフ場を利用するとき。

利用料金の全額

イ 65歳以上の者(山梨県森林公園金川の森のターゲットバードゴルフ場を利用する場合にあっては、県内に居住する者に限る。)

ロ 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者及びその介護を行う者

ハ 小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の児童又は生徒(土曜日に利用する場合であって、定期利用に該当しないときに限る。)

二 県が公用又は公共用として利用するとき。 利用料金の全額

三 前二号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたとき。 知事が相当と認める額

第7条～第8条（省略）

（損傷等の届出）

第9条 公園施設又は設備若しくは器具を損傷し、又は汚損した者は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

（書類の様式等）

第10条 都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)、条例及びこの規則の規定による書類の様式は、それぞれ次のとおりとする。

一 （省略）

二 （省略）

三 法第6条第2項の規定による都市公園占用許可申請書 第3号様式

四 条例第4条第1項の規定による都市公園内制限行為許可申請書 第4号様式

五 法第5条第1項及び第6条第3項並びに条例第4条第1項の規定による変更許可申請書 第5号様式

六 第3条第1項の規定による使用料免除申請書 第6号様式

七 第3条第2項の規定による使用料還付申請書 第7号様式

八 条例第12条第1項の規定による指定管理者指定申請書 第8号様式

九 （省略）

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和39年5月1日から適用する。

（省略）

附 則（平成30年規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

第3号様式(第10条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者住所

氏 名 印

都 市 公 園 占 用 許 可 申 請 書

次のとおり都市公園の占用を許可されるよう申請します。

占用する都市公園の名称	
占用物件の種類及び構造	
占 用 の 場 所	
占 用 の 目 的	
占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
占用物件等の管理の方法	
工事实施の方法	
工事实施の期間	年 月 日から 年 月 日まで
原状回復の方法	
使 用 料 の 額	円
備 考	

注 設計図、仕様書及び図面(位置図、平面図、立面図、模写図、断面図等)を添えること。

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者住所
ふりがな
氏名 印
生年月日 年 月 日
(団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名及び生年月日)

都市公園内制限行為許可申請書

次の行為について、山梨県都市公園条例第4条第1項の規定により、都市公園内制限行為を許可されるよう申請します。

都市公園の名称		
行為をする場所又は公園施設名		
行為の内容	種類	
	方法	
行為の目的		
行為の期間		年 月 日から 年 月 日まで
原状回復の方法		
使用料の額		円
備考		
☐ 誓約等 (誓約等をする場合は、 ☐ にレ印を記入すること。)		1 この申請による行為は、暴力団の利益となるものではありません。 2 この申請による行為が暴力団の利益となると認められた場合、その許可が取り消されても異存はありません。 3 私(団体である場合には、その役員を含む。)が暴力団員等(※)又は暴力団であるか否かについて警察当局へ情報照会を行うこと及び警察当局から情報提供を受けることを承諾します。 ※ 暴力団員等:暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者

注 申請者が団体である場合は、その役員の役職名、住所、氏名(ふりがなを付す。)及び生年月日を記載した書類を添付すること。

第5号様式(第10条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者住所
氏 名 印

変 更 許 可 申 請 書

年 月 日山梨県指令 第 号で許可になった事項を次のとおり変更したいので許可されるよう申請します。

都市公園の名称			
許可を受けた公園施設又は物件の名称		場 所	
変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	
変 更 の 理 由			
変更後の使用料の額	円		

注 公園施設の設置及び都市公園の占用の許可に係る事項を変更する場合にあつては、変更事項を証する設計書、仕様書、図面（位置図、平面図、立面図、模写図及び断面図等）及び事業計画書を添付すること。